

# 令和5年度 保育所(園)入所申込案内



## 令和5年度 年齢別クラスの区分

クラス(学齢)	児童の生年月日
0歳	令和4年4月2日～
1歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日

※満5歳児(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)は幼稚園への入園となります。

4/1入所希望 受付期間	継続入所申込み：令和4年11月1日(火)～11月18日(金)
	新規入所申込み：令和4年11月14日(月)～12月16日(金)
4/1以降入所希望の場合	希望月の前月5日までに申込用紙一式提出してください。 (5日が土、日、祝日の場合はその翌開庁日) (例：8月入所希望→7/5までに書類一式提出)
申込用紙配布開始日	令和4年11月1日(火)
受付場所	本部町役場 子育て支援課
問い合わせ	TEL:47-2180
受付時間	8時30分～17時00分(昼食時間12時～13時、土日祝祭日を除く)

## もくじ

**保育所入所案内** ..... P1

- ・保育所(園)とは
- ・保育が必要な乳幼児とは
- ・保育が必要な保護者の条件とは

**支給認定と利用区分について** ..... P2

- ・保育の必要性の支給認定申請
- ・申込から入所の決定まで

**利用できる施設と認定区分について** ..... P3

- ・支給認定区分について
- ・利用区分(保育の必要量)について
- ・認可保育所(施設型保育施設)一覧
- ・地域型保育事業(小規模保育施設)

**保育所(園)の利用申込みについて** ..... P4~5

- ・利用申込みに必要な書類

**保育料について** ..... P6~7

- ・保育料納入について
- ・保育料負担の算定について
- ・保育料切替時期について
- ・申込後・利用開始後、状況に変更があった場合
- ・利用者負担の軽減について

**保育の無償化、給食費について** ..... P8

- ・保育料無償化について
- ・給食費について
- ・副食費の免除について

**保育料階層区分表** ..... P9

**本部町保育所入所利用基準指數表** ..... P10

**注意事項** ..... P11



# 保育所(園)入所案内♪



## 【保育所(園)とは】

すべての児童は、それぞれの家庭で保護者の温かい愛情のもとで育てられるのが理想ですが、保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため、「保育が必要な乳幼児」を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。保育所(園)(以下「保育所」という)の利用を希望する場合には保護者やその児童が法律に定める要件に該当することが必要です。したがって、どの家庭のお子さんでも無条件に入所できるものではありません。

詳しくは、【保育が必要な保護者の条件とは】を確認の上、お申し込み下さい。

## 【保育が必要な乳幼児とは】

本部町民(転入予定含む)で、小学校就学前までの「保育が必要な保護者において保護される乳幼児」のことです。【保育が必要な乳幼児】が保育所の入所対象となります。

## 【保育が必要な保護者の条件とは】

1. 就労：ひと月において実働64時間(1日4時間)以上労働することを常態としていること  
(家庭外労働) 児童の保護者が家庭の外で仕事をする為  
(家庭内労働) 児童の保護者が家庭等で児童と離れて日常の家事以外の仕事をする為
2. 妊娠・出産：母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(産前2ヶ月・産後3ヶ月以内)
3. 疾病・障がい等：疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神・身体に障がいを有していること。
4. 親族の看護・介護等：親族を常時看護又は介護していること。
5. 災害復旧：震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっている場合で、復旧が完了する見込みの期間であること。
6. 求職活動：求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
7. 就学：学校教育法に基づく教育施設に在学、もしくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。(短時間の習い事、塾、教室、自動車学校は除く)
8. 虐待等の恐れ：虐待やDVの恐れがあること。
9. 育児休業：育休取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続が必要であること。
10. みなし育休：自営業や非正規雇用の母の出産により出産対象児の兄(姉)の継続入所
11. その他町長が認めるもの：項目1~10までに類似し保育が必要と認められること。

注) 同居親族等が保育できる場合は該当しません。条件の詳細については4ページ以降をご確認ください。

入所の決定は申込み順ではなく、「安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から一貫して継続的な環境で保育を受けることが望ましい」という国の方針に基づき、前年度から継続して入所する児童を先に調整(選考)し、その後新規入所申込児童の保育の必要性の高い順に調整(選考)し、決定します。

※保育の必要性の認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りませんのでご了承ください。

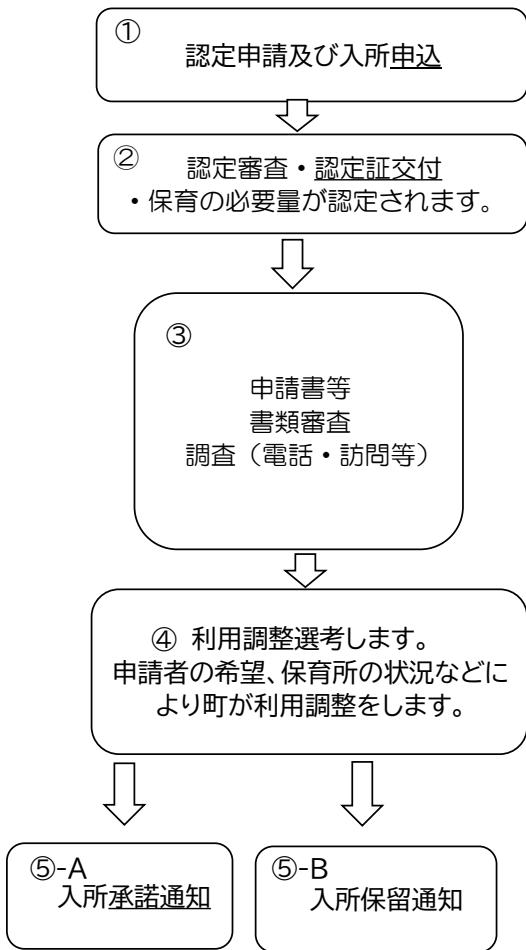
# 支給認定と利用区分について

## 【保育の必要性の支給認定申請】

保育所の利用を希望する場合には市町村へ申請し、保育を必要とする認定として「支給認定」を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、30日以内に本部町から「支給認定証」が交付されます。

## 【申込みから入所の決定まで】

(フロー図)



(フロー図の説明)

- ① 提出する書類は世帯により違います。詳しくは4ページ以降を確認し提出して下さい。  
書類不備では受付できません。一度返却します。書類がそろい次第、期間内に再提出して下さい。
- ② 提出書類を確認・審査し、保育の必要な事由に該当する方へ認定証を交付します。
- ③ 必要に応じて、職場等への電話や訪問等により、就労証明書等の内容確認を行う場合があります。勤務確認ができない方や、提出書類と実態が異なる方は入所できない可能性があります。  
書類審査等について、子育て支援課から保護者に電話連絡する場合があります。  
連絡が取れない場合は内定とならないこともありますので、申込後に連絡先の変更があった場合は必ず子育て支援課へご連絡ください。
- ④ 原則として、保育を受ける必要が高い方から選考します。  
第1希望を優先し、第2、第3希望の順で選考します。
- ⑤ A・B 入所承諾・入所保留に関わらず郵送（在園児は保育所を通して）にて結果をお知らせします。（2月上旬をめど）  
入所保留となった場合は入所可能となった際に再度ご連絡致します。

※ 入所決定後でも、保育料未納や提出書類に虚偽が発覚した場合は、決定を取り消すことがあります。

## 利用できる施設と認定区分について

### 【支給認定区分について】

新制度では、児童の年齢と希望するサービスごとに認定の区分を行います。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先
満3歳以上	教育(幼稚園)を希望される場合	1号認定	幼稚園(本町では5歳児のみ)
	「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望される場合	2号認定	保育所(下記の表①を参照)
満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望される場合	3号認定	保育所(下記の表①を参照) 地域型保育(下記の表②を参照)

※幼稚園を希望される場合は本部町教育委員会にご相談ください。

※認定こども園(現在本町にはありません)

※満5歳児は幼稚園への入園となります。

### 【利用区分(保育の必要量)について】

新制度では、保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

利用区分	説明	利用時間	備考
保育標準時間	月120時間以上 両親のフルタイム就労等を想定した利用時間	最長11時間	妊娠・出産 DV等
保育短時間	月64時間以上120時間未満(1日4時間以上かつ月16日以上) 両親又はいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間	求職

※「保育の必要な事由」のうち、就労、就学、親族の看護・介護、保護者の疾病や障がいについては、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。

【表①認可保育所(施設型保育施設)一覧】

対象年齢0~4歳(2号・3号認定)

保育所(園)名	所在地	電話	延長保育	障害保育	開所時間(延長保育)
町立 渡久地保育所	渡久地231番地	47-2106		○	7:30~18:30
認可保育園	ドリーム保育園	伊野波438番地1	47-3602	○	7:30~18:30 (18:30~19:30)
	美ら咲保育園	東151番地2	47-7615	○	
	ゆい保育園	大浜865番地1	47-7181	○	
	ゆい保育園(分園)	谷茶14番地	47-7183	○	
	風のわ保育園	浦崎740番地	48-3170	○	
	こすも保育園	野原277番地	47-3370	○	

※ 全保育所(園)原則 月~土 (祝祭日、慰靈の日除く)

【表②地域型保育事業(小規模保育施設)】

対象年齢0~2歳(3号認定)

施設名	所在地	電話	延長保育	障害保育	開所時間(延長保育)	対象
ベビーハウス遊	大浜16番地2	47-4138			7:30~18:30	3ヶ月~2歳
こすもキッズ保育園	伊野波278番地5	47-6411	○		7:30~18:30 (18:30~19:30)	2ヶ月~2歳

※ 原則 月~土 (祝祭日、慰靈の日除く)

# 保育所(園)の利用申込みについて

## 【利用申込みに必要な書類】

必要な書類は全てそろえてから提出してください。書類不備の場合は受付できません。

また、状況に応じてその他の必要書類を提出していただくことがあります。

(全世帯に提出が必要な書類)

①	認定申請書兼利用申込書	利用希望の児童1人につき1枚必要です。※指定様式記入漏れのないように確認をお願いいたします。
②	就労状態等を証明する書類	詳しくは下記の〈②について〉をご覧下さい。 保護者1人につき1枚必要です。(兄弟姉妹同時に申込みをする場合は重複する書類は1部ずつで構いません。)

(世帯状況により提出が必要になる書類)

③	保育料算定に必要な書類	詳しくは5ページの〈③について〉をご覧下さい。 保護者1人につき1枚必要です。(兄弟姉妹同時に申込みをする場合は重複する書類は1部ずつで構いません。)
④	児童の障がいを証明する書類	児童が障がい等をもつ場合は次のいずれか1つを提出して下さい。 「療育手帳」、「身体障がい者手帳」、「特別児童扶養手当受給者証」の写しか、もしくは医師の「診断書」(原本)を提出して下さい。
⑤	健康診断書 ～保育所入所申込用～	新規入所申込み(転園含む)の場合、児童1人につき1枚必要です。 予防接種歴については保護者の方が親子健康(母子)手帳から転記してください。

〈②について〉保護者の就労状態等を証明する書類(下記表A内の該当するいずれかを提出)

※父・母のほか、18歳以上満60歳までの祖父母等同居の方(世帯分離や敷地が一緒の場合も対象。但し、全日制高校等に在学中の方除く)について、「保育ができない証明」の提出がない時は優先度が調整されます。

※年度途中において、現況確認のため、就労証明書等「保育ができない証明」の再提出があります。

表A 保育の必要性を証明する書類一覧

保護者等の状況	必要な提出書類
勤務・採用予定の方 (1日4時間以上勤務)	「就労証明書(職場からの証明)」※指定様式 *本人記入無効です。また日付・担当者名・記載者連絡先のないものも無効です。 *収入を伴わない手伝いやボランティア等は、就労として認められないことがあります。
自営業・農業・漁業・内職等の方	「自営業・内職・農業・その他・証明書」※指定様式(区長・民生委員の証明必要)
妊娠・出産の方	親子健康(母子)手帳の写し(分娩予定日が記載されたページ)
保護者自身が病気の方	「診断書(保護者等用)」
親族の看護・介護にあたっている方	「看護・介護事実の証明書」※指定様式(区長・民生委員の証明必要) 「身体障がい児(者)手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者福祉手帳」、「介護保険被保険者証」等のいずれかの写し ※証書等がない場合は医師の「診断書」を提出してください。
災害復旧等	「罹災証明書」
求職活動中の方	職業安定所(ハローワーク)からの「求職受付証(ハローワークカード)」の写し
就学中(予定)の方	「在学証明書」及び「時間割表」の写し等
育児休業取得(予定)の方 ※ 在園児で、継続して保育が必要な場合	「就労証明書」※指定様式(育児休業期間・職場復帰日の記入がない場合は無効) 「育児休業期間の記載がある証明書のコピー」(例:「育児休業取得者確認通知書」、「育児休業基本給付金証明書」、「辞令書」など)

### ☆妊娠・出産について

- 利用期間は、新制度より出産予定日のおおよそ2ヶ月前から出産後3ヶ月以内となります。
- 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康(母子)手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。

### ☆求職について

- 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みができます。但し、利用できる期間は入所が決定した日から90日以内です。
- 求職で入所した場合、保育実施終了月の15日までに「就労証明書」又は「家庭で保育ができないことを証明する書類」の提出が無い場合は翌月から退所となります。
- 原則、同一年度で、求職を理由とする再利用及び継続はできません。

### ☆就学について

- 就学として認められる学校等の範囲については、原則下記のとおりです。

- 学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校
- 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練

大学・短期大学・高等専門学校	<input type="radio"/> 職業訓練校	□ □ □	<input type="radio"/> 通信制学校	×
専修学校(資格取得のみ)	<input type="radio"/> 放送大学	×	各種学校(自動車教習所、語学や料理教室等)	×

※ 就学として認められるのは原則年度1回のみとなります。

### ☆育児休業について

- 保護者が育児休業中の場合も利用申込みができますが入所の対象となるのは復帰する月の前月からとなります。(4月入所希望の場合令和5年5月1日までに職場復帰する方)
- 育児休業開始前から保育所を利用していた児童については継続利用の希望ができますが、利用期限は育児休業対象児童が1歳となる月の末日までとなります。

### ☆ みなし育休について

自営業や非正規労働者等により、育児休業制度のない母親において、すでに保育所を利用していた児童について継続利用できますが、利用期限は産後3ヵ月後からの6ヵ月間です。  
(例:弟(妹)10/15生まれ⇒産後休1/31まで⇒みなし育休7/31まで)

### 〈③について〉保育料の算定に必要な添付書類

R4.1.1より前から本部町へ住民登録されている方については、所得課税証明書の提出は不要です。  
※ その他下記事項について該当する世帯は必要な書類を提出してください。

表B 保育料の算定に必要な書類一覧

税申告の状況等	必要な書類	提出期限
令和4年1月2日以降に本部町に転入した方	令和4年度市町村所得課税証明書 ※両親分 ※R4.1.1時点の住民登録市町村で取得し、提出して下さい。 ※マイナンバーを利用し、所得照会できる場合は省略可	受付期間内
令和5年1月2日以降に本部町に転入した方	令和5年度市町村所得課税証明書 ※両親分 ※R5.1.1時点の住民登録市町村で発行してもらい、提出して下さい。 ※マイナンバーを利用し、所得照会できる場合は省略可	※令和5年度の現況届提出時に提出が必要です。 (7月頃)
母子世帯・父子世帯	原則、書類等の提出は不要です。児童扶養手当該当の有無について保育担当の方で確認しますが、確認できない場合は「戸籍謄本」の提出を求めることがあります。	受付期間内
障がい者のいる世帯	「身体障がい児(者)手帳」、「特別児童扶養手当証書」、「療育手帳」、「精神障がい者福祉手帳」等のいずれかの写し	
生活保護世帯	「保護証明書」の写し	

※ 市町村民税が未申告の方は、保育料が最高階層(最高額)となります。

収入がない方であっても、申告は必要です。

# 保育料について

## 【保育料納入について】

保育料の支払い方法は納付書による払込み及び口座振替(引落し)となります。納付書は各金融機関・役場会計課窓口・コンビニ窓口にて利用できます。

※口座振替の手続きは町内5銀行(琉銀、沖銀、海銀、農協、郵貯)窓口にて手続きができます。

納付書と通帳及び銀行印を持参し手続きを行ってください。

※正当な理由なく保育料を滞納した場合は、保育の実施を解除する場合があります。

## 【保育料負担の算定について】

保育料の算定は『市町村民税所得割課税額』に応じて階層区分が決定されます。

※児童の年齢と父母等の『市町村民税所得割課税額』の合算した額で算定します。

(9ページ「保育料階層区分表」参照)

※保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合(保護者の方の収入だけでは、生計維持が難しいと判断された場合)は、同居者(児童の祖父母等その生計の主宰者)の税額を含めて保育料を算定することになります。

☆保育料算定資料の提出がない場合の保育料について

保育料決定時に保育料算定に必要な税情報のない方(未申告等)は、正しい保育料の認定ができない為、最高階層(8階層)で仮認定させていただくことになります。(9ページ「保育料階層区分表」参照)

## 【保育料切り替え時期について】

保育料は、毎年9月に切り替え作業を行います。町民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4~8月は前年度分の町民税額、9~翌年3月は当年度分の町民税額により利用者負担を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和4年度)の市町村民税額 に基づく保育料					当年度(令和5年度)の市町村民税額に基づく保育料						

町は、公簿(課税台帳)により課税状況を確認します。転入等の場合は、提出された所得課税証明書により確認します。税の修正申告等により、町民税額が変更になった場合は、該当する月に遡り保育料変更を行ないます。この変更で生じた過不足は調整(納入、充当、還付)となります。

## 【申込後・利用開始後、状況に変更があった場合】

注)世帯の状況等が変更となった場合、利用者負担が変更になることがありますのでご連絡ください。

・ひとり親世帯となった場合	・婚姻した場合
・障がい児(者)(在宅)扶養世帯となった場合	・児童扶養手当が停止・廃止された場合
・祖父母等と同居・別居となった場合	・生活保護の開始・停止・廃止になった場合
・利用区分が変更になった場合	・修正申告等により課税状況等変更となった場合

## 【利用者負担の軽減について】

保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- ① 同一世帯から兄弟姉妹が2人以上保育所に入所している場合。
- ② 同一世帯から幼稚園・認定こども園の利用がある場合。
- ③ 同一世帯から特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用がある場合。

※一時預かり保育については、軽減の対象外です。

(上記①の場合)

1人目	2人目	3人目
<input type="radio"/> 保育所	<input type="radio"/> 保育所	<input type="radio"/> 保育所
保育料(全額)	保育料(半額)	保育料(無料)

(上記②・③の場合)

1人目	2人目	3人目
<input type="radio"/> 幼稚園		
<input type="radio"/> 認定こども園	<input type="radio"/> 保育所	<input type="radio"/> 保育所
<input type="radio"/> 特別支援学校幼稚部等		
	保育料(半額)	保育料(無料)

※上記②の県知事認可の私立幼稚園・町外幼稚園・認定子ども園、③の特別支援学校幼稚部等は入園後4月末日までに在園証明書の提出が必要です。(本部町立幼稚園以外は在園証明書で確認します。)

## ☆年収360万未満相当世帯の利用者負担軽減について

- ①市町村民税所得割77,101円未満の母子・父子在宅障がい者世帯への優遇措置(第2子以降無料)
- ②市町村民税非課税世帯の負担軽減(第2子以降無料)
- ③市町村民税所得割57,700円未満の多子世帯の負担軽減(兄弟姉妹の年齢制限をなくし、出生順に第2子半額、第3子以降無料)となります。

(上記①、②)

1人目	2人目	3人目
<input type="radio"/> 保育所	<input type="radio"/> 保育所	<input type="radio"/> 保育所
保育料(全額)	保育料(無料)	保育料(無料)

(上記③)

1人目	2人目	3人目
高等学校 中学校 小学校	<input type="radio"/> 保育所	<input type="radio"/> 保育所
	保育料(半額)	保育料(無料)

※年収360万未満相当世帯等とは

- ①母子・父子在宅障がい者世帯…市町村民税所得割額77,101円未満の世帯
- ②一般世帯…市町村民税所得割額父母合算57,700円未満の世帯

## ☆「寡婦(夫)控除のみなし適用」の申請について(保育担当へお問い合わせ下さい)

- 1 婚姻歴の無い母子(父子)が対象となります。
- 2 「寡婦(夫)控除のみなし適用」は、保育料算定にのみ適用されます。
- 3 「寡婦(夫)控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない(変更がない)場合があります。
- 4 第1階層又は第2階層(9ページ「保育料階層区分表」参照)の方は、既に保育料が免除されているため適用対象外となります。

# 保育の無償化、給食費について

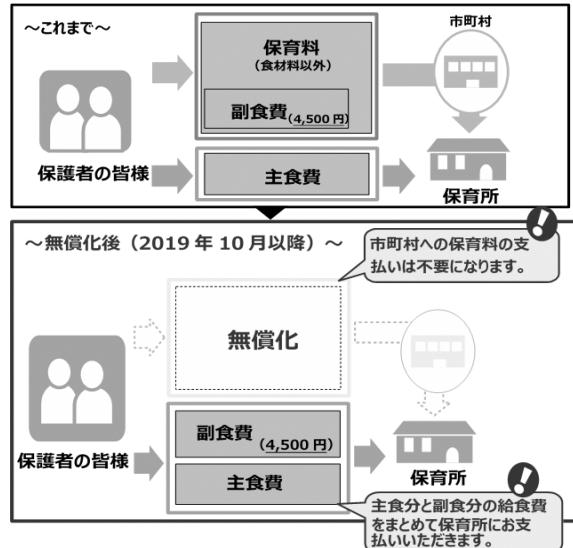
## 【保育料無償化について】

- ① 3歳児(4月1日時点の年齢)クラスから5歳児(小学校入学前まで)
- ② 0歳児から2歳児(4月1日時点の年齢)クラスの住民税非課税世帯の利用料が無償化されました。※詳細は9ページ階層区分表をご確認ください。  
※3歳以上児の給食費、おやつ代、延長料金は無償化対象外です。

## 【給食費について】

○3~4歳児クラスの給食費  
主食費・副食費は直接、保育所(園)へお支払いただきます。  
公立保育所については、毎月納付書を発行しますので役場銀行窓口・コンビニ・県内金融機関にて期限内に納付をお願いします。

なお、0歳児から2歳児クラスのお子様の副食費については、これまでどおり保育料に含まれるので、変更等はありません。



## 【給食費金額表(ひと月)】

	金額	3歳児以上クラス	0歳~2歳児クラス
主食費(ごはん・パン・麺)	1,000円	給食費として保護者負担	保育料に含まれる (保育料として保護者負担)
副食費(おかず・おやつ・牛乳)	4,500円		
合計	5,500円		

## 【副食費の免除について】

下記①、②については副食費(4,500円)が免除となります。

- ①年収360万未満相当世帯(市町村民税所得割額57,700円未満、母子等世帯は77,101円未満)
- ②第3子以降(未就学児からカウント)

※免除対象者へは副食費免除のお知らせを送付します。(保育所へ副食費を支払う必要はありません。  
(免除対象は9ページ階層区分表の ①第1階層から第4b階層に該当する世帯のすべての子ども  
②第4b-1から第8階層に該当する第3子以降の子ども)

## ～保育料階層区分表～

※階層区分の児童の年齢は4月1日時点のクラス年齢

(第1子の金額)

階層区分	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額(月額)			
	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			標準	短時間	標準	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		円 0	円 0	円 0	円 0
第2	市町村民税 非課税世帯	母子・父子 在宅障がい者等	0	0	0	0
第2-1		上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税課税世帯	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0	0
第3-1		上記以外の世帯	15,600 (7,800)	14,400 (7,200)	0	0
第4a		母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0	0
第4a-1		上記以外の世帯	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0	0
第4b		母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0	0
第4b-1		上記以外の世帯	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0	0
第4c		77,101円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0	0
第5		97,000円以上 169,000円未満	33,300 (16,650)	30,700 (15,350)	0	0
第6		169,000円以上 301,000円未満	42,700 (21,350)	39,000 (19,500)	0	0
第7		301,000円以上 397,000円未満	44,000 (22,000)	39,400 (19,700)	0	0
第8		397,000円以上	57,200 (28,600)	51,200 (25,600)	0	0

3歳以上児 第1子から副食費免除

第3子以降副食費免除

※上表の( )書きは半額、10円未満は切り捨て

※同一世帯から二人以上措置された場合の徴収金の算定

- ・幼稚園・認定こども園を利用している児童も算定対象人数に含めて兄弟数を数え、在園児中、年齢の高い順に、1人目を全額徴収とし、2人目を半額徴収、3人目以降を0円とする。
- ただし、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子・父子在宅障がい者等世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降は0円とし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満世帯(母子・父子在宅障がい者等を除く)の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額徴収、第3子以降は0円とする。

### 備考

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者。

※町民税額は税額控除「住宅借入金等特別税額控除」等の控除適用前の額が基準となります。

## 本部町保育所入所利用調整基準指數表

		保護者の状況		
番号	類型	細目		実施指數
①	居宅外労働	月160時間以上の就労		10
		月120時間以上の就労		9
		月80時間以上の就労		8
		月64時間以上の就労		7
	居宅内労働	月160時間以上の就労		9
		月120時間以上の就労		8
		月80時間以上の就労		7
		月64時間以上の就労		6
②	保護者のいない家庭	不存在	死亡・離別・拘禁・行方不明等	10
③	出産	出産	出産前2ヶ月・産後3ヶ月	9
		入院	疾病のため1ヶ月以上の入院	10
	疾病	常時臥床	疾病のため1ヶ月以上常時臥床	10
		精神・結核	医師が長期加療(安静)を要すると判断したもの	10
		一般療養	医師が1ヶ月以上加療(安静)を要すると判断したもの	7
		その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要するもの	5
	身体等障がい者	1・2級	A	障がい者及び療育手帳を所有する者及び同程度と判断できるもの
		3級	B	
		4級以下	—	
④	病人の介護等	入院付添	おおむね1ヶ月以上の親族の入院、付添にあたっているもの	10
		居宅内看護・介護	同居の家族の長期居宅療養等介護に常時あたっているもの	6
⑤	災害	家庭の災害	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合	10
⑥	求職活動中	求職活動(起業の準備を含む)	継続的に行っている	6
⑦	就学	学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校または職業能力開発促進法等に規定する公共職業能力開発施設等に通っている	居宅内労働に準ずる	
⑧	虐待・DV	児童虐待又はDV等により家庭での保育が困難だと認められる場合		

⑨	調整指數	ひとり親家庭	父又は母の死亡・離別・拘禁・行方不明等	+5
		失業	生計中心者が失業し求職中である場合(申込時点より過去3ヶ月以内)	+4
		生保世帯	生活保護世帯で保育の実施により自立が見込まれる場合	+3
		兄弟入所	入所時において兄弟姉妹が同じ保育所を利用しようとする場合	+2
		障がい児	申込児童が障がい手帳、療育手帳等を所有している場合	+2
		その他	小規模保育施設等の卒園児が連携施設を利用する場合	+3
		介護等	在宅の父又は母が常時寝たきりの状態にある場合	+4
		同居親族(減算)	満18歳～満60歳 祖父母等の同居等の親族について、「保育ができない証明」の提出がない場合	-3

- 注) 1) 父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指數とする。
- 2) 保育所入所選考基準指數=世帯の基本指數+調整指數とする。
- 3) 実施基準が2つ以上にわたる場合には基本指數の高い方とする。
- 4) 自営業、農業は居宅外労働とする。ただし、同一(隣接)敷地等の場合は居宅内とみなす。
- 5) 労働時間の算出は、提出された就労証明書に基づく。
- 6) 書類審査のうえ、申請内容と異なる事実が発覚した場合には事実に合わせて基準指數を算定する。
- 7) 国の方針に基づき継続入所申込み児童を先に調整(選考)し、その後新規入所申込み児童について調整(選考)を行う。

## ～注意事項～

- 1 保育所の定員の関係により入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 2 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- 3 保育所における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- 4 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等(実態調査等を含む)により決定し、後日通知いたします。
- 5 保育所入所後にも電話・訪問などによる就労調査を行なう場合がありますのでご了承ください。
- 6 保護者の勤務先の変更・退職や出産など提出書類の内容に変更があった場合は、保育所担当へ必要書類の提出及びその旨の連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても中途退所となることがあります。
- 7 年度途中において、現況確認のため「勤務証明書」等の再提出を求める場合があります。
- 8 児童の発達・発育に遅れを感じられる保護者の方は、受付時または事前に必ず申し出てください。
- 9 申込受付期間外も随時受け付けますが、受入可能人数に空きがない場合は待機となります。
- 10 年度内の転園は、原則としてできません。(待機がない場合や、兄弟姉妹が別々の園に通っている等転園を認める場合があります。)
- 11 保育所入所後に町外転出の場合はその時点で退所となります。

## ～MEMO～

